

# 変更協定書

令和4年4月1日付け大阪府（以下「甲」という。）と住友林業緑化株式会社（以下「乙」という。）との間に締結した大阪府民の森（北河内・中河内地区）管理運営業務協定書の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

## 1 条項の変更

### 第13条第1項 中

「大阪府個人情報保護条例（平成8年大阪府条例第2号。以下「個人情報保護条例」という。）第53条の3の規定」を  
「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「保護法」という。）、大阪府個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第60号。）」に改める。

### 第13条第2項 中

「個人情報保護条例第2条第1号」を  
「保護法第60条第1項」に改め、  
「個人情報」を  
「保有個人情報」に改める。

## 2 個人情報取扱特記事項の変更

### 第6 中

「第三者」を  
「第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）」に改める。

### 第8 中

「損傷」を  
「毀損」に改める。

### 第9 中

「収集」を  
「取得」に改める。

### 第8（1）関係 個人情報管理台帳（例） 中の表

「FD」を  
「光ディスク」に改める。

## 3 内容

「大阪府個人情報保護条例」が「大阪府個人情報の保護に関する法律施行条例」に全部改正されることに伴う変更を行う。

## 4 本変更協定書の効力は、令和5年4月1日から生ずるものとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自1通を所有する。

令和5年4月3日

(甲) 大阪府  
代表者 大阪府知事 吉村 洋文

(乙) 大阪府中央区城見一丁目2番27号  
住友林業緑化株式会社  
代表者 環境緑化事業部 大阪営業部  
大阪営業部長 竹内 一雅